

戸田市共創のまちづくり補助金交付要綱

令和3年3月19日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市民活動団体（NPO法人を含む。以下「団体」という。）が実施する事業に対し、戸田市共創のまちづくり補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、団体の自立支援及び市民活動の活発化並びに協働の推進を図ることを目的とする。

2 補助金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則（平成21年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、団体が単独又は市若しくは他の団体等との協働により市内で実施する事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市における社会問題や地域課題の解決、軽減等に寄与する事業であり、継続的に取り組む必要がある事業
- (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する活動に係る事業
- (3) 市から他の補助（この要綱に基づく補助金を含む。）を受けていない事業

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項第1号アに規定する補助を行う場合には、次条に規定する補助対象団体の運営基盤の確立のための事業を補助対象事業とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、補助対象事業から除くものとする。

- (1) 政治、宗教活動又は営利を目的とするもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 施設等の建築又は整備を主たる目的とするもの
- (4) 学術的な研究のみを目的とするもの
- (5) 市の既存事業で十分に対応できているもの
- (6) その他市長が適当でないと認めたもの

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体は、補助対象事業を実施する団体で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 会則、事業計画書、予算書、事業報告書及び決算書並びにこれに類する企画書及び収支計画を有する団体
- (2) 戸田市ボランティア・市民活動支援センターに登録されている団体
- (3) 申請年度の4月1日時点で設立の日から1年以内の団体（第5条第1項第1号アに規定する補助を受ける場合に限る。）
- (4) 申請年度の4月1日時点で設立の日から1年以上の団体（第5条第1項第2号に規定する補助を受ける場合に限る。）
- (5) その他公益を損なわないと市長が認めた団体
（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を遂行するために必要な経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助対象経費から除くものとする。

- (1) 交際費
- (2) 団体の構成員の食糧費
- (3) パソコン、カメラ等の他事業においても使用可能な汎用性の高い備品の購入費
- (4) 団体を運営するために必要な経費（次条第1項第1号アに規定する補助を受ける場合を除く。）
- (5) 補助対象経費の2分の1の額又は20万円のいずれか低い額を超える備品の購入費（次条第1項第1号アに規定する補助を受ける場合を除く。）
- (6) その他市長が適当でないと認めた経費
（補助金の種類等）

第5条 補助金の種類は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 育成支援コース 団体の運営基盤の整備及び事業の実施を総合的に支援するもの
 - ア スタートアップ運営補助 当該団体の運営基盤の確立に対する補助
 - イ 単独事業補助 主体的に実施する事業に対する補助
 - ウ 団体協働事業補助 他の団体等と協働し、複数の主体で実施する事業に対する補助

- (2) 市民協働コース 市と団体が協働で実施する、市の総合振興計画や各部局が所管する各計画の方向性に沿った事業を支援するもの
- ア 行政提案事業補助 市が設定したテーマに基づき団体が提案した内容について、市と団体の協働で実施する事業に対する補助
- イ 市民提案事業補助 団体が提案した内容について、市と団体の協働で実施する事業に対する補助

- 2 補助金の額は予算の範囲内で市長が定めるものとし、限度額及び補助率は別表のとおりとする。
- 3 第1項第1号アに規定する補助に係る補助金の交付の回数は、1団体につき1回を限度とする。
- 4 第1項第1号イ及びウ並びに第2号に規定する補助に係る補助金の交付対象となる期間は、補助対象事業ごとに通算して3年を限度とする。

(添付書類)

第6条 規則第8条第1項第6号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 戸田市共創のまちづくり補助金応募用紙(スタートアップ運営補助)(第1号様式)、戸田市共創のまちづくり補助金応募用紙(単独、団体協働事業補助)(第2号様式)又は戸田市共創のまちづくり補助金応募用紙(行政提案、市民提案事業補助)(第3号様式)
- (2) 戸田市共創のまちづくり補助金協働団体同意書(第4号様式)(前条第1項第1号ウに規定する補助を受ける場合に限る。)
- (3) 申請年度の事業計画書及び収支予算書
- (4) 申請前年度の事業報告書及び収支報告書
- (5) 会則等の規約又はこれに類する書類
- (6) 構成員名簿
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた団体は、指定された期日までに、規則に定める補助事業等実績報告書のほか、戸田市共創のまちづくり補助金事業報告書(スタートアップ運営補助)(第5号様式)、戸田市共創のまちづくり補助金事業報告書(単独、団体協働事業補助)(第6号様式)又は戸田市共創のまちづくり補助金事業報告書(行政提案、市民提案事業補助)(第7号様式)

に補助対象事業の実施状況が分かる書類を添えて提出しなければならない。

(審査委員会)

第8条 市長は、補助対象事業の公正かつ適正な選定のため、戸田市共創のまちづくり補助金審査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(委員会の所掌事項)

第9条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 補助対象事業について審査し、その結果を市長に報告すること。
- (2) 補助対象事業の実績に関すること。

(委員会の組織)

第10条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 市民生活部長
- (2) 市民生活部次長（協働推進課担当）
- (3) 企画財政部次長（共創企画課担当）
- (4) 環境経済部次長（環境課担当）
- (5) 健康福祉部次長（福祉総務課担当）
- (6) こども健やか部次長（こども家庭支援室担当）
- (7) 教育委員会事務局次長（生涯学習課担当）
- (8) その他委員長が必要と認めたもの

(委員長及び副委員長)

第11条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は市民生活部長をもって充て、副委員長は市民生活部次長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第12条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員が会議に出席できないときは、当該委員の指名する職員（同じ所属の課長以上の職員とする。）が代理して出席できるものとする。

- 4 会議は、稟議により開催することができる。
- 5 会議の議決内容は、補助対象事業の選定に関する事項として、市長へ報告する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席又は資料の提供を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、市民生活部協働推進課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 戸田市市民活動サポート補助金交付要綱(平成22年3月19日市長決裁)第2条第1号及び第2号に規定する補助対象事業に係る補助年数は、第5条第1項第1号イ及びウに規定する補助に係る補助年数とみなす。

別表（第5条関係）

補助金の種類		補助年	限度額	補助率
育成支援コース	スタートアップ運営補助	—	5万円	補助対象経費の100%
	単独事業補助	1年目	20万円	補助対象経費の90%
		2年目	16万円	補助対象経費の70%
		3年目	12万円	補助対象経費の50%
	団体協働事業補助	1年目	50万円	補助対象経費の90%
		2年目	40万円	補助対象経費の70%
		3年目	30万円	補助対象経費の50%
市民協働コース	行政提案事業補助	—	100万円	補助対象経費の100%
	市民提案事業補助	—	100万円	補助対象経費の100%